

七類型別の公益法人数について

※ 以下は、既存の調査等により、現時点で把握している数値であり、今後の調査結果により、大幅に変わる可能性がある。

① 平成19年度に国・独法からの支出が1,000万円以上あった法人	1306法人
② 国の指定、登録等に基づき特定の事務・事業を実施している法人として把握している法人	598法人
③ 平成19年度の国・独法からの支出の、法人の平成19年度決算における年間収入額に占める割合が50%以上の法人	365法人
④ 平成20年12月1日現在、国家公務員出身者が常勤役員に在籍している法人又は平成20年4月1日現在、国家公務員出身者が常勤職員として在籍している法人	2353法人
⑤ 法人の平成19年度決算において正味財産額が10億円超の法人	1448法人
⑥ 都道府県又は市町村から補助金等又は委託費を交付された法人	825法人
⑦ 第三者分配型補助金等を受ける法人	24法人

国所管法人 6625法人(平成20年12月1日現在)のうち、 ①～⑦の1つに該当する法人 : 2072法人

　" 2つ " : 928法人

注1) ①～⑦のすべてに該当する法人は0。

　" 3つ " : 481法人

注2) ①～⑦のいずれかに該当する法人は3852

　" 4つ " : 313法人

　" 5つ " : 52法人

　" 6つ " : 6法人

本資料に関するお問合せ先

内閣府公益法人行政担当室（行政刷新）

田上補佐・佐藤

03-5403-9640/9647